

令和4年7月末日

事業者各位

神戸西労働基準監督署
神戸西労働基準協会

令和4年度 改正電離放射線障害防止規則説明会のご案内

平素は、神戸西労働基準協会の事業運営に格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日から電離放射線障害防止規則等が改正され、施行・適用されています。

改正内容は、放射線業務従事者の目の水晶体に受ける透過線量の限度の引き下げ及び線量の測定及び算定方法の一部変更等となっており、改正法令に基づく適切な線量の測定及び管理が求められます。

そこで、このたび神戸西労働基準監督署との共催により下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが関係者皆様のご参加をお願いし、今後の適切な線量の測定及び管理に役立てていただきたいと存じます。

つきましては、会場準備の都合もございますので、参加者名を下記申込書により神戸西労働基準協会事務局宛てFAXにて、8月29日（月）までにお知らせくださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 令和4年9月5日（月）14：00～16：00（予定）
- 2 場所 神戸西労働基準協会 研修室（神戸市兵庫区水木通7-1-18）
※ 駐車場は確保していませんのでご留意願います。
- 3 対象 医療機関ほか放射線業務のある事業場、規則改正内容をお知りになりたい方
- 4 内容
 - ① 挨拶……………神戸西労働基準監督署長
 - ② 労働災害発生状況及び労働衛生の現況 ……神戸西労働基準監督署 担当官
 - ③ 労働災害防止について ……神戸西労働基準監督署 担当官
 - ④ 改正電離放射線障害防止規則……………中央労働災害防止協会 講師
- 5 参加費 無料（定員40名／定員になり次第締め切りといたします。）

「令和4年度 改正電離放射線障害防止規則説明会」参加申込書

事業場名		参加者 職氏名	
住所・電話	(Tel)		

神戸西労働基準協会事務局宛て FAX：078-577-0925
TEL：078-577-5639